

寒河江市上下水道事業管理規程第4号

寒河江市上下水道課組織及び処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市上下水道課組織及び処務規程の一部を改正する規程

寒河江市上下水道課組織及び処務規程（昭和42年水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寒河江市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第32号）第3条第2項」を「寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第32号）第4条第2項」に改める。

第12条第1号を次のように改める。

- (1) 寒河江市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和42年市水道事業管理規程第1号）第19条第1項の規定により収納した現金を保管すること。

別表1収入及び支出命令の項専決事項の欄中「旅費、日々雇用職員に係る賃金」を「旅費」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。